

少子・高齢化と外国人労働者政策

井口 泰

関西学院大学経済学部教授

1 問題の所在

21世紀になって、わが国の外国人労働者問題は、新たな展開をみせるに至った。それは、第1に、国内の外国人労働者と家族の定住化傾向が明らかになってきたこと、第2に、東アジア諸国との地域経済統合が日本にとって重要な課題となってきたこと、第3に、わが国人口の少子化が、一層加速していることによると考えられる。これに加え、円滑な人の移動を損なうことなく、国際テロや国際犯罪に対処することが緊急課題になっていることも重要な動向といえよう。

2004年には、日本と東アジア4カ国との経済連携協定交渉が年内妥結を目指して本格的に進展し、国内世論も予想以上に高まっている。しかも、日本経済団体連合会、日本労働組合連合会、さらには、「外国人集住都市会議」が宣言をまとめるなど、外国人政策の転換や修正を求める議論はま

すます盛んになってきた。

日本政府は、1989年以降、「専門的・技術的労働者は可能な限り受け入れる（現在は、「積極的に受け入れる」）が「いわゆる単純労働者」の受け入れについては慎重に検討する。」という基本方針を堅持してきた。なお、「いわゆる単純労働者」とは、受け入れることによって、わが国の社会・経済に悪影響を与える恐れのある全ての外国人労働者を指している。

既に、1980年代後半から1990年代前半にかけて、わが国では、「いわゆる単純労働者」を受け入れるかどうかをめぐり、「第1の論争」が戦わされた。この間、政府は外国人研修制度の拡充や規制緩和を進め、南米を中心とする日系人労働者の雇用対策を進めたものの、基本方針を変更する考えはほとんどなかった。

これに対し、1998年頃から現在に至る「第2の論争」においては、2006年から人口が減少に転じると予想されるなか、移民・外国人労働者の受け入れの可否についての議論が再燃している。しかしながら、少子化対策や年金改革が大きな政治課題となるなかで、政府は、「外国人集住都市会議」の度重なる提言にもかかわらず、基本政策の見直しに向けて重い腰をあげようとはしなかった。

しかし、EPA（経済連携協定）交渉の進展とともに、現行の外国人労働者受け入れに関する基本方針を維持するだけでは、新たな世界情勢に変化に

いぐち やすし

1953年生。一橋大学経済学部卒。労働省職業安定局外国人雇用対策室、外国人雇用対策課長を経て関西学院大学経済学部助教授、のち現職。著書に『国際的な人の移動と労働市場』『外国人労働者新時代』『ドイツの経済』（編著）などがある。

表1 世界人口と外国人人口（2000年）

(単位：百万人)

	人口(a)	外国人人口(b)	(a)/(b)
アジア	3672.3	49.7	1.4
歐州	727.3	56.1	7.7
アフリカ	793.6	16.2	2.1
ラテン・アメリカ	518.8	5.9	1.1
北アメリカ	313.1	40.8	13.0
大洋州	30.5	5.8	19.1
合計	6056.7	174.7	2.9%

資料出所：IOM

対処できないという機運が、ようやく政府部内に生じつつある。

筆者は、「外国人労働者問題」という用語自体が、既に時代遅れになったと感じることが多い。この問題設定は、日本がどの範囲の外国人労働力をどれだけ受け入れるかという狭い視点に偏りすぎるとからである。しかも、地域で生活する外国人住民をどう把握し、いかなる体制で受け入れるかという重要な問題も抜け落ちてしまう。さらに、日本語能力や技術・技能を身に付けつつある留学生や研修生の重要性を忘れてはならない。

日本における「国際的な人の移動」の問題の解決とは、いわば、4本の「連立方程式」を同時に解くことに似ている。即ち、①外国人の定住化に対応し、就労及び在留管理に関する法制について、どのような再編・整備を進めるべきか、②東アジアでの多国間の人の移動や人材開発に関し、日本は、いかなる戦略をもって臨むべきか、③少子・高齢化に対応した移民・外国人政策の「ベスト・プラクティス」を、いかに取り入れていくか、④国際的な人の移動の円滑化と両立可能なテロ・治安又は感染症対策を推進するのかという複合的な問題に答を出さねばならないのである。

そこで以下では、①東アジアにおける人の移動と経済連携協定交渉の方向について論じ、さらに、②定住化の進みつつある外国人労働者や増加する技能実習生ほかの実態について検討し、③少子化

対策と外国人労働者政策の関係について論じ、最後に、少子化に対応した外国人労働者政策について議論する。

2 東アジアにおける国際的な人の移動と日本

従来から、国際的な人の移動は、「南南移動」が過半数を占めてきた。しかし、20世紀最後の10年間は先進国とその周辺を中心に増加してきた（井口2003, OECD 2003）。

2000年時点では、外国人（国籍と異なる国・地域に合法的に滞在する者）は、総人口（61億人）の2.9%（1億7,500万人）と推定される。特に1995年以降、世界的な人材獲得競争（アジアからの流出）やアジア域内の移動の高まりも顕著になったとしている（表1）。

2000年時点では、アジアには4,970万人の外国人居住者がおり、成長著しい東アジア（北東アジアと東南アジア）において増加している。東アジアでは、1990年代後半には、毎年260万人の移動が発生し、また非合法に移動した者も年間60万人に上ると推定されている。

他の地域と比較してみると、欧州が5,610万人、北アメリカが4,080万人となっており、アジアとほぼ肩を並べている。アジアは人口が36億人と巨大なため、外国人人口の比率は1.4%と低いも

表2 東アジア諸国の失業率 (%)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	3.4	4.1	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3
韓国	2.6	7.0	6.3	4.1	3.8	3.1	3.4
中国	本土	3.1	3.1	3.1	3.6	4.0	4.3
	香港	2.2	4.7	6.3	4.9	5.1	7.3
	台湾	2.7	2.7	2.9	3.0	4.6	5.2
シンガポール	1.8	2.5	3.5	3.1	3.3	4.4	4.7
マレーシア	2.4	3.2	3.4	3.1	3.6	3.5	3.6
タイ	1.5	4.4	3.0	2.4	2.6	1.8	1.5
インドネシア	4.7	5.5	6.4	6.1	8.1	9.1	9.5
フィリピン	8.7	9.6	9.6	10.1	9.8	10.2	10.1
ベトナム	6.4	6.9	7.4	6.4	6.3	6.0	-

資料出所：Asian Development Bank (2003) 及び各国資料。

注）中国とベトナムは、都市部の失業率である。

のの、東アジアは、欧州及び北米と並ぶ国際的な人の移動の「核」となる地域のひとつとみなすことができる（IOM 2003）。

特に、東アジアでは、1990年代後半以降、国際的な人の移動をめぐる諸問題は、大きく変化した。

第1に、1990年代後半以降、アメリカにおけるIT景気がきっかけとなり、世界的な「人材獲得競争」が発生した。先進諸国が少子・高齢化するなか、この傾向は今後とも持続すると考えられる。しかしながらアジアは依然として、欧米への最大の人材供給源となっている。

第2に、1997年のアジア通貨危機以後、その再発を防止しつつ、地域として国際競争力または技術開発力を強化するため、欧米に流出したアジア人材の還流を進める必要性が高まっている。

第3に、東アジアの経済発展は、豊かな地域と貧しい地域との極端な格差を生みだし、それが、域内の不熟練労働者の無秩序な移動（人身売買を含む）を誘発し、労働者や家族の人権の問題も次第に認識されるようになってきた（井口2004a）。

しかし、現在進行中の日本と東アジア4カ国との間の「経済連携協定」交渉は、こうした東アジア全体の問題解決の視点に乏しい。そして、①リク

エスト・オファー方式の交渉のため、利害関係者が衝突しやすく、問題解決に限界がある、②現行の各国の基本政策の枠を変更するような合意は困難である、③異分野や経済協力を含む「利益の均衡」を図る発想が働きにくい、④地域又は世界における多角的貿易交渉との役割分担が不明である、⑤経済効果の推定が不十分なままで交渉が行われているなどの問題が指摘できるのである。

最近の東アジア域内的情勢をみると、同時多発テロから3年を経過し、イラク戦争の早期終結や中国及び周辺地域で猛威を振るったSARSも沈静化し、域内格差を伴いつつアジア域内の貿易・生産拡大は力強さを増した。特に、WTO加盟を果たした中国経済の台頭は、香港や台湾などの周辺経済に大きなデフレ圧力を及ぼした。これに対し、対中輸出の増加は、韓国や日本の成長率回復に大きく寄与した。AFTA（アセアン自由貿易地域）の本格適用で域内産業の再編成が進行し、タイは自動車産業を中心に急成長している。構造転換の過程にあるシンガポールやマレーシアの成長率も回復してきた。しかし、フィリピン、インドネシア及びベトナムでは、失業率又は不完全就業率は高く、過剰労働力の流出を増大させている（表2）。

表3 東アジアにおける国際労働力移動（主として2001年）

(単位：千人)

		労働力人口	フロー		ストック	
			外国人労働者の入国	自国人労働者出国	国内の外国人労働者	自国人の外国での就労
日本		67,520	142 (130)	(55)	760 (740)	(61)
韓国		21,950	(37)	(251)	325 (285)	[56]
中国	本土	753,600	-	475 (426)	65 (63)	-
	香港	3,430	(20)	-	235 (217)	[50]
	台湾	9,832	-	-	293 (321)	[120]
シンガポール		2,129	-	-	612 (530)	[15]
マレーシア		9,892	259 (231)	-	(880)	[200]
タイ		34,488	93 (103)	160 (191)	(1,103)	[550]
インドネシア		98,812	20 (15)	339 (435)	(33)	[1,600]
フィリピン		30,908	[6]	867 (841)	[29]	(4,940)
ベトナム		40,800	-	(37)	-	(300)

資料出所：各国統計及び公式推計などを基に筆者作成。

注1)：()は2000年。[]は2001年及び2000年以外の年数値。

2)：日本の外国人労働者は、不法滞在者を含み、永住権のある者を除外。自国人の外国での就労はアジアのみ。韓国の国内労働者は、不法滞在者と研修生を含む。中国の自国人出国は人力輸出の労働者数。香港の自国人の外国での就労者数は1990年中国への出稼ぎ者。外国人入国者には家事労働者を含まず、国内の外国人労働者は家事労働者のみ。マレーシアの外国人労働者は低熟練・不熟練労働者。タイの外国人労働者は、登録された不法就労者。

フィリピンでは、海外で就労するフィリピン人の出稼ぎ労働者はほぼ500万人、年間労働者送り出し数は80万人台に達した。インドネシアは、100万人を超えるインドネシア人労働者が海外で就労し、ベトナムの国外で出稼ぎするベトナム人が30万人に達した（表3）。

また、中国は、年間に50万人前後の「人力輸出」と、8万人前後の留学生の送り出しを行っている。近年は、自然科学系の博士号取得者の帰国促進を強化している。韓国は、2004年8月から、新たに外国人雇用許可制度が導入され、中小企業における不熟練労働者を3年度を限度に合法的に受け入れることとしたが、廃止が予定されていた中小企業の産業研修生制度は今後も維持されることになった。

③ 日本国内の外国人労働者の現状と課題

こうした東アジア情勢から国内に転じてみると

と、わが国の外国人労働者は、1990年代における経済停滞により、常用労働者が抑制されて非正規労働者が増加するなかで、増加傾向を続けてきた。景気の悪化により新規入国者数が低迷したときも、外国人労働者の滞在長期化の結果、総数は増加基調を維持してきた。近年、労働市場に景気回復の影響が及ぶようになって、新規入国者数は増加に転じたが、雇用増加が非正規雇用中心である状況に大きな変化はみられない。また、滞在期間が長期化して永住権を取得する外国人は、2003年には4万人を超え、就労・滞在に制限を受けない外国人労働者が増加していることも特徴的である。

最新の推定では、2003年にわが国で働く外国人労働者（永住者を除く）は78万人程度、近年、滞在期間が長期化して、永住権を取得した中国、ブラジル、フィリピンを中心とする外国人労働者を加えると、総数は87万人程度とみられる（厚生労働省推定）。

こうした外国人労働者の就労・居住の特徴をあ

表4 日本の外国人労働者の推移（推計）

(単位：人)

	1990	1995	1999	2000	2001	2002	2003
就労目的の在留資格を有する者	67,983	125,726	154,748	168,783	179,639	168,783	185,556
技能実習生など（注1）	3,260	6,558	19,634	29,749	37,831	46,455	53,505
留学・就学生の資格外活動（注2）	10,935	32,366	38,003	59,435	65,535	83,340	98,006
日系人労働者（注3）	71,803	193,748	220,844	233,187	239,744	233,897	230,866
不法就労者	不法残留者	106,497	284,744	251,697	232,121	224,067	220,522
	資格外活動者（注4）	-	-	-	-	-	-
一般永住者	-	17,412	30,266	39,154	56,161	71,090	86,942
合計（注5）	260,000+α	620,000+α	690,000+α	740,000+α	790,000+α	830,000+α	870,000+α

出所：法務省入国管理局資料に基づき厚生労働省推計

注1)：ワーキングホリデーや外交官などの家庭のメイドを含む。

2)：留学生又は就学生で、地方入国管理局から資格外活動の許可を得て就労する者。

3)：日系人労働者は、「日本人の配偶者等」又は「定住者」といった在留資格を有し、日本国内での活動に制限がなく、就労していると推定される者をいう。

4)：資格外活動で不法就労する者の総数は、推定が困難である。

5)：1990年の数値には、永住権を有する外国人を含まない。

げると、以下のようになるであろう。まず、①国内で就労に制約のない日系人労働者は23万人に達し、特定の都市に集住する傾向を強めている。また、②外国人技能実習生は6万人を超え、既に、農・漁業や食料品製造業、繊維業などを含めた広範な業種で受け入れられ、しかも増加基調にある。③外国人の専門・技術労働者は、若干ずつ増加して18万人に達したが、在留資格「興行」により入国した者が6万人以上を占め、増加が最も顕著になっている。④外国人留学生総数は、私費留学者を中心に2003年には12万人と過去最高を更新し、国内でアルバイト（資格外活動）する者は9万人台に達した。しかし、学位を取得後、国内で資格変更し就職する留学生は、なお3,700人程度にとどまる。⑤不法就労者は22万人程度と微減傾向にあるが、同時に、退去強制処分の過程で、人道的理由から、法務大臣の特別在留許可を受けた者が年々増加し、2003年には1万人を超えたことも特記すべき出来事であるだろう（表4）。

以上のうち、既に23万人を占める、南米諸国から来日した日系人労働者の多数は、請負事業者又は派遣事業者に数ヵ月の契約期間で雇用されている。不況下では、賃金水準も低下ぎみになり、これらの職務では、経験年数はほとんど待遇に反映されなかった。当初、数年間、出稼ぎして帰国することを希望してきた日系人の大多数は、厚生年金保険や健康保険など社会保険にも加入しないまま年齢を加えている。出稼ぎに忙しい両親が自宅に戻らない昼間、その子どもたちは必ずしも学校に通っておらず、不就学率は地域によって40%にも達する。これらの子どもたちは、南米に帰国するのか、日本に定住するのかが定まらないなか、進学・就職に必要な日本語が身に付かず、将来への不安をつのらせている。ところが、外国人が多数居住する市町村は、地域に住む外国人住民の実態を十分に把握できていない。2002年には、中部地方の県を中心に、南米系の若年者の犯罪増加の問題もあって、警察や自治体関係者の危

表5 新旧人口推計（中位推計）を基にした労働力人口と減少幅

(単位：万人)

年	1997年 旧人口推計	労働力人口 推計 (A)			2002年 新人口推計	労働力人口 推計 (B)	年当たり 減少幅
			年当り 減少幅				
2000	12,689.2	6,616	—	12,692.6	6,616	—	
2010	12,762.3	6,188	42.8	12,747.3	6,465	24.9	
2020	12,413.3	5,668	48.0	12,410.7	6,078	38.7	
2030	11,714.9	5,229	46.1	11,758.0	5,653	42.4	
2040	10,896.4	4,680	45.1	10,933.8	5,106	54.8	
2050	10,049.6	4,250	43.0	10,059.3	4,552	55.4	

資料出所：労働力人口推計A経済企画庁経済研究所『経済分析』第151号。

労働力人口推計Bは参考文献に依拠した筆者の推定による。

注：労働力人口推計Aでは、2013年にかけて、厚生年金支給開始年齢を60歳から65歳に引上げること、60歳以上の高齢者に前職賃金の60%水準の部分年金を支払うこと、2020年の女性の高等教育進学率が男性の80%となり、以後横ばいとなることなどを仮定している。労働力人口推計Bでは、2028年にかけて厚生年金支給開始年齢を60歳から70歳に引上げること、十分に高い保育所在率を実現すること、2020年の女性の高等教育進学率が男性の80%となり、以後横ばいとなることなどを仮定している。なお、井口（2002c）を参照。

機感も高まった（外国人集住都市会議 2004）。

こうしたなか、静岡県浜松市、愛知県豊田市など15自治体からなる「外国人集住都市会議」は、外国人の就業や社会保障の問題に加え、南米系青年の教育と就職対策に焦点を当てて取組むこととした。2001年10月の「浜松宣言及び提言」、2002年11月の東京での「14都市アピール」の後、2003年11月に豊田市で、外国人青少年の教育・就職問題に関するシンポジウムを開催した。2004年10月29日には首長会議を開催し、都市間協力の推進や緊急提言を内容とする「豊田宣言」を採択し、日本経団連などとの連携の強化を進めることとした。

こうして、わが国の外国人労働者政策の見直しを進めるための環境が、次第に整いはじめた。年内に二国間経済連携交渉が妥結し、2005年には、日本と ASEAN の多国間交渉が本格化すれば、経済情勢や世論の動向を踏まえて、政府部内で本格的な議論が始まる可能性がある。

4 少子化問題と外国人労働者政策

こうしたなかで、わが国の合計特殊出生率（女

性が一生の間に出生する子供数の推計値）は、2003年に1.29に低下するなど、少子化の進行に歯止めがかかっていない。

2002年1月に公表された国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計は、その中位推計で、2006年からわが国の総人口が減少に転じることを予想した。この将来人口推計を、旧推計とを比較すると、平均初婚年齢については、生涯未婚率は13.8%から16.8%に上昇し、最終的な夫婦当たりの子供人数は、1.96人から1.72人にまで低下すると想定している。

その結果、合計特殊出生率は、2000年の1.36から1.31にまで低下した後に上昇し、1.39で安定するとされた。従来は1.38に低下した後に上昇し、1.61で安定するとしており、大幅な下方修正である。

さて労働力人口推計は、人口推計を基礎として、性・年齢別の労働力率関数を推定し、推定された労働力率を性・年齢別の人口に乘じる方法で行なわれてきた。この方法には、労働市場から人口動態への反作用を考慮していない点で限界がある。しかし、人口推計の基本的な方法に変更がないため、当面はこの方法で予測を行うほかはない（井

□2002c)。

そこで、希望する者がすべて70歳まで働く、夫婦が仕事と育児を両立させるためのインフラが整備されたと想定して得られた2050年までの性別・年齢階級別労働力率を使用し、新人口推計の下で労働力人口にどのような影響が生じるかを推定した（表5）。

いうまでもなく、2006年から2030年頃までの労働力人口の減少テンポは、概ね、既に生まれている世代の労働力率によって決定される。推定では、政策の努力があれば、労働力人口は、年当たり20～30万人台（年率0.3～0.4%）の減少にとどめることは可能である。近年、国際競争のなかで製造業の労働生産性が上昇し、5年間に100万人程度の就業者が減少したことを考慮すると、この程度の労働力人口の減少におさえられるのであれば、日本の経済活動全体が低下するという大きな影響は回避できよう（井口2004 b）。

しかし、本当に深刻な問題は、新規参入する若年労働者が5年間で10%以上減少し、個々の業種や職種で、技術・技能の伝達及び優れた労働力の確保が困難になることであろう。

これに対し2030年以降は、現在の合計特殊出生率の急速な低下が影響し、労働力人口の減少幅は年当たり40～50万人台（年率0.7～1%前後）に拡大し、急激な労働力減少が現実のものとなる可能性がある。その結果、全分野で、労働力人口減少による供給制約を生じ、潜在成長率が大きく低下する可能性も否定できない。現時点では、こうした深刻な事態を予防する方法は、地道に「少子化対策」を実施し、出生率が底をうち、いつか、これが転換するよう、将来に展望のもてる経済・社会環境を整備することしかないものである。

わが国では、少子化対策と外国人労働者政策をどのように組み合わせるかという議論が完全に欠如している。また、東アジアの経済統合を進めるなかで、少子化問題と整合的な外国人労働者政策のあり方が問われている。

当面の25年間は、女性・高齢者の人材確保と併せて、外国人の人材開発と還流を積極的に進め、将来の労働力人口の減少幅を最小化する努力を積み重ねる必要がある。さもなければ、人口減少下で産業の活力を維持し、技術革新能力を高めるこことは難しいであろう。

5 おわりに

わが国では、1990年代前半の外国人労働者政策・制度の改革が実施されずに持続されてきたため、定住化する外国人が出稼ぎ労働のシステムの下で就労し、社会保険にも加入しないで加齢する事態を招くとともに、その子どもたちの不就学や地域社会における不適応の問題が深刻化してきた。

既に論じたとおり、少子化対策と外国人労働者政策あるいは、東アジアにおける人材開発や移動は、本来、相互に補完的な関係にあるにもかかわらず、これが総合的に論じられなかつたことは、不幸なことである。しかも、2004年11月の現在、わが国の外国人労働者政策の空白は、対外的にも国内的にも、もはや放置できない状況といえよう。

また、今後とも外国人労働者問題をめぐる議論は、多くの誤解とリスクを抱えている。

第1に、少子・高齢化する人口を、国外から移民や外国人労働者で「数合わせ」で補うならば、受入れ規模が膨大になり、日本語もできない多数の不熟練労働者や家族を、地域社会が抱え込むことになる。この危険性を、移民受入国や「外国人集住都市」の経験から学ばなければならない（Borjas 1994、外国人集住都市会議2004付録の部会報告参照）。

第2に、「いわゆる単純労働者」を受け入れるか否かという単純な問い合わせは、意見対立を先鋭化させるだけなので、問題設定には十分に注意しなければならない。今後とも外国人労働者の受け入れについては、技術・技能の認証が必要であるが、それ以上に、日本語の習得の有無や水準も重

重要な役割を果たすべきであるだろう。

第3に、外国人労働者問題は、政府の問題である以上に、外国人との共生を目指す地域社会の問題である。自治体は、現行の外国人登録法の下では、外国人住民の実態を把握できないし、外国人の雇用・労働条件、社会保険加入に関しても情報をもたない。今後、「外国人雇用法」(Iguchi 2003)の制定や外国人登録法の改正を議論する場合、市町村が情報にアクセスできる仕組みを工夫し、外国人住民の人権保護にも配慮しなければならない。

第4に、人材は、国外から自由に調達できるという考えは幻想である。東アジアにおける経済連携を視野に入れ、この地域の外国人人材を積極的に開発し、これら人材の一部に日本国内へ還流させ、段階的に定住できる道を開くべきである（井口2002b）。

これらのリスクを克服して、少子・高齢化に対応できる実効ある外国人労働者政策が実現されることを心から期待する。■

《参考文献》

- Borjas G. (1994) "The Economics of Immigration" *Journal of Economic Literature*, VolXXXII December 1994, pp1667-1717
- Findlay A.M. (2001) "From Brain Exchange to Brain Gain", Report prepared for International Migration Branch, ILO Geneva
- 外国人集住都市会議(2001)「浜松宣言及び提言」、同(2002)「東京宣言」、(2004)「豊田宣言」
- 井口 泰(1999)「長期的な労働力人口予測と移民・外国人労働者政策の展望」関西学院大学経済学研究会『経済学論究』第53巻第3号 pp475

~ 508

- 井口 泰 (2001a)「国際的な人の移動の動向と展望—地域統合、少子・高齢化と日本の選択—」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』No.134, pp51 ~ 65
- 井口 泰 (2001b)『外国人労働者新時代』筑摩新書
- 井口 泰 (2002c)「加速する少子化と外国人労働者政策」『年金と経済』2002年秋号 Vol21, No.2 pp54 ~ 59
- Iguchi Y., (2003) "The Movement of the Highly Skilled in Asia- Present Situation and Future Prospects", in: OECD, *International Migration and the Labor Market in Asia*, Paris
- Iguchi Y. (2004a) Is there "East Asian Way" of regional economic integration? -From the standpoint of international migration-, Key -note paper for the tenth Workshop on International Migration and Labor Market in Asia, by the JILPT on 5 and 6 February, 2004
- 井口 泰・西村 智・藤野敦子・志甫 啓 (2002)「雇用面からみた世代間利害調整」一橋大学経済研究所『経済研究』Vol53、No.3, July 2002
- 井口 泰 (2003)「外国人雇用法の構想」
<http://www.homepage3.nifty.com/iguchi-kwansei/>に公開
- 井口 泰 (2004a)「外国人労働者受け入れ一段階的定住策へ転換を」日本経済新聞・経済教室、2004年9月7日
- 井口 泰 (2004b)「東アジアとの経済統合なくして解決しない日本の少子・高齢化問題」『週刊エコノミスト』「学者が斬る・187」2004年11月2日号
- OECD (2003) *Trends in International Migration*, Paris